



第 17 回黒潮町議会 12 月定例会会議録

令和 7 年 12 月 5 日 開会

令和 7 年 12 月 12 日 閉会

黒 潮 町 議 会

黒潮町議会 12 月定例会会議状況

月 日	曜日	会 議	行 事
12 月 5 日	金	本会議	開会・会期の決定・提案理由の説明・質疑・ 委員会付託・委員会
12 月 6 日	土	休 会	休 会
12 月 7 日	日	休 会	休 会
12 月 8 日	月	休 会	委員会
12 月 9 日	火	休 会	委員会
12 月 10 日	水	本会議	一般質問
12 月 11 日	木	本会議	一般質問
12 月 12 日	金	本会議	一般質問・委員長報告・質疑・討論・採決・ 閉会

黒潮町告示第89号

令和7年12月第17回黒潮町議会定例会を次のとおり招集する。

令和7年11月28日

黒潮町長 大西 勝也

記

- 1 期 日 令和7年12月5日
- 2 場 所 黒潮町本庁舎 3階 議会議事堂

令和7年12月5日(金曜日)

(会議第1日目)

応招議員

1番	澳本哲也	2番	浅野修一	3番	小松孝年
4番	山本牧夫	5番	宮川徳光	6番	宮地葉子
7番	矢野依伸	8番	水野佐知	9番	青木浩明
10番	吉尾昌樹	11番	矢野昭三	13番	濱村美香
14番	中島一郎				

不応招議員

12番 山本久夫

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

不応招議員に同じ

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	大西勝也	副町長	西村康浩
総務課長	佐田幸	企画調整室長	渡辺健心
情報防災課長	村越淳	住民課長	谷純大
環境政策室長	宮川智明	健康福祉課長	野村晃稚
農業振興課長	斉藤長久	まちづくり課長	徳廣誠司
産業推進室長	秋森弘伸	地域住民課長	河村美智子
海洋森林課長	今西和彦	建設課長	河村孝宏
会計管理者	國友広和	教育長	宮川雅一
教育次長	岡本浩		

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 小橋和彦 書記 酒井真哉

議長は会議録署名議員に次の二人を指名した。

5番 宮川徳光 6番 宮地葉子

令和7年12月第17回黒潮町議会定例会

議事日程第1号

令和7年12月5日 9時00分 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第42号から議案第57号まで

(提案理由の説明・質疑・委員会付託)

●町長から提出された議案

議案第 42 号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 43 号、黒潮町印鑑条例の一部を改正する条例について

議案第 44 号、黒潮町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 45 号、黒潮町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 46 号、黒潮町乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の制定について

議案第 47 号、黒潮町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

議案第 48 号、専決処分の承認を求めることについて（令和 7 年度黒潮町一般会計補正予算）

議案第 49 号、専決処分の承認を求めることについて（令和 7 年度黒潮町一般会計補正予算）

議案第 50 号、令和 7 年度黒潮町一般会計補正予算についての質疑は分割して行います

議案第 51 号、令和 7 年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算について

議案第 52 号、令和 7 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算について

議案第 53 号、令和 7 年度黒潮町介護サービス事業特別会計補正予算について

議案第 54 号、令和 7 年度黒潮町水道事業特別会計補正予算について

議案第 55 号、町道路線の変更について

議案第 56 号、四万十市及び宿毛市との定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更することについて

議案第 57 号、黒潮町過疎地域持続的発展計画の変更について

議 事 の 経 過

令和7年12月5日
午前9時00分 開会

議長（中島一郎君）

おはようございます。

ただ今から、令和7年12月第17回黒潮町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

これより、日程に従い会議を進めますので、よろしくお願い致します。

諸般の報告をします。

初めに、欠席者の報告を致します。

山本久夫君から欠席届が提出されましたので、ご報告致します。

次に、報告第30号から35号までが町長から、報告第36号から38号までが監査委員から提出されました。

議席に配布をしていますので、ご確認をお願いします。

次に、本日までに受理されました陳情書は、議席に配布をしております文書表のとおりです。

陳情第15号を産業建設厚生常任委員会に、陳情第16号を総務教育常任委員会に付託します。

次に、町長及び議長の行動報告につきましては、議席に行動記録を配布しておりますので、これをもって報告に代えさせていただきます。

以上で、諸般の報告を終わります。

町長から発言を求められております。

これを許します。

町長。

町長（大西勝也）

おはようございます。

本日は、令和7年12月第17回黒潮町議会定例会を招集させていただきましたところ、何かとご多用の中、多数のご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

それではここで、9月議会定例会以降の主なものにつきまして、行政報告をさせていただきます。

まず初めに、令和8年度予算編成について報告させていただきます。

わが国の経済状況は現在、緩やかに回復している一方で、米国の関税措置等の影響や物価上昇の継続が個人消費に及ぼす影響に伴う下振れリスクには注意する必要があるため、引き続き、経済、物価動向に応じて機動的な政策対応を行っていくこととしております。

このような社会情勢の中、国は令和8年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針において、経済財政運営と改革の基本方針2025に基づき、経済、財政一体改革を着実に推進するため、経済、物価動向等に配慮しながら、歳出全般にわたり施策の優先順位を洗い直すことにより、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化することとしております。

当町においては、これらの国の経済財政運営の在り方を踏まえ、町の最上位計画であります黒潮町総合戦略により、各種施策をきめ細やかに実行していくこととなりますが、近年の高止まりした一般会計予算規模の状況は、歳入は減少、歳出は増加であるため、歳入歳出差引で歳出超過の構造となっております。

今後の財政運営に予断が許されないことから、令和7年度から令和9年度までの3カ年を予算総額縮減の集

中改革期間としておりますので、令和8年度はその中間年として、財政健全化を強力に推進していかねばなりません。

これらを踏まえ、令和8年度当初予算編成においては、さらなる事務事業全般の見直しの徹底から、優先順位と重点化の整理をしつつ、業務量にも配慮するためのスクラップ・アンド・ビルドを行い、職員の熱意と創意工夫による施策の充実から、住民ニーズに的確な対応ができるよう予算見積要求を行うことと致しております。

次に、黒潮町総合防災訓練について報告させていただきます。

今年度から秋の開催と致しました黒潮町総合防災訓練を、11月16日、日曜日に実施致しました。

結果と致しましては、住民の参加者数は2,540人、参加率は26.1パーセントとなりました。

住民の皆さまの参加、また、消防団活動としてのご協力、誠にありがとうございました。

今回の訓練の成果等は、今後、開催予定の第2回黒潮町総合防災訓練実行委員会において検証し、さらなる防災の取り組みの前進に向けていきたいと考えています。

次に、黒潮町戦没者追悼式について報告させていただきます。

令和7年度黒潮町戦没者追悼式を、11月29日土曜日に、ふるさと総合センターにて30名のご遺族をはじめ、総勢79名の参加により執り行いました。

児童生徒による作文の朗読では、大方中学校3年生が、日常を壊してしまう戦争を今の世界情勢を踏まえながら感じたことや、今の平和が尊い犠牲の上に成り立っていることを踏まえ、自らの生活を振り返り、意見が対立したときには、相手を尊重して対話することで平和な世の中に貢献していきたいという想いを朗読してくれました。

私たちは、先の大戦でお亡くなりになられました864名の尊い犠牲と、ご遺族の皆さまをはじめとする住民の皆さまのご労苦、ご努力により、こんにちの平和と豊かさがあることを忘れず、子どもや孫、次の世代へ恒久平和の実現に向けて、たゆまぬ努力と継承を積み重ねてまいりたいと考えています。

以上、行政報告とさせていただきます。

議長（中島一郎君）

これで、町長の発言を終わります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、5番宮川徳光君、6番宮地葉子君を指名します。

日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月12日までの8日間にしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従って、会期は本日から12月12日までの8日間に決定しました。

日程第3、議案第42号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例についてから、議案第57号、黒潮町過疎地域持続的発展計画の変更についてまでを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（大西勝也）

それでは、令和7年12月第17回黒潮町議会定例会へ提案致します議案について、説明させていただきます。

今議会に提案させていただきます議案は、議案第42号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例についてから、議案第57号、黒潮町過疎地域持続的発展計画の変更についてまでの16議案でございます。

提案致します議案の内訳は、条例の一部改正が4件、条例の制定が2件、補正予算の専決処分が2件、補正予算が5件、町道の路線変更が1件、定住自立圏の形成に関する協定の一部変更が1件、過疎計画の変更が1件となっております。

まず、議案第42号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、地方公共団体情報システムの標準化に伴い、住登外者について、住登外者宛名番号、管理機能が共通機能として設けられることとなったことから、この機能を扱う事務について条例に定める必要があるため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第43号、黒潮町印鑑条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、現行の印鑑条例において届出印の登録項目として定めている男女の別を削除するもの、及びコンビニ交付と同様に窓口交付においてもマイナンバーカードによって印鑑登録証明書を発行することができるようにするため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第44号、黒潮町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、今年9月に国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことにより、基準に沿って、利用乳幼児に対する健康診断の全部または一部を行わないことができる場合を追加する必要があるため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第45号、黒潮町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、黒潮町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例において、虐待等の行為を引用している児童福祉法、認定こども園法、及び学校教育法が今年4月に改正されたことに伴い改正の必要が生じたため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第46号、黒潮町乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の制定について説明させていただきます。

この条例の制定につきましては、令和6年6月に児童福祉法が改正され、国、都道府県及び市町村以外の者は、市町村長の認可を得て、乳幼児、乳児通園支援事業を行うことができることになりましたので、その認可をする際の基準を定める必要があるため、条例を制定するものでございます。

次に、議案第47号、黒潮町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について説明させていただきます。

この条例の制定につきましては、令和6年6月に改正された子ども・子育て支援法の規定により、先ほど説明を致しました条例により認可をした乳児等通園支援事業を行う者が、令和8年4月から運営する際に遵守すべき基準を定める必要があるため、条例を制定するものでございます。

次に、議案第48号、専決処分の承認を求めることについて（令和7年度黒潮町一般会計補正予算）について

説明させていただきます。

この一般会計補正予算の専決処分、専決第2号は、主に災害に関連する農業災害復旧工事及び公共災害復旧工事に係る補正となっており、早期着工、改善が求められることから、地方自治法第179条第1項の規定により9月30日に専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告するとともに議会の承認を求めるものでございます。

次に、議案第49号、専決処分の承認を求めることについて（令和7年度黒潮町一般会計補正予算）について説明させていただきます。

この一般会計補正予算の専決処分、専決第3号は、指定管理施設である黒潮町立水産関係等共同作業場の保冷施設に不具合が生じ、早期の修繕対応が求められることから、地方自治法第179条第1項の規定により、11月17日に専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告するとともに議会の承認を求めるものでございます。

次に、議案第50号、令和7年度黒潮町一般会計補正予算について説明させていただきます。

この補正予算につきましては、既決の予算に歳入歳出それぞれ7,687万4,000円を追加し、歳入歳出総額を122億4,692万8,000円とするものでございます。

この補正予算の概要と致しましては、歳出の1款議会費では、実績見込みによる人件費の調整により、239万円の増額。

2款総務費では、実績見込みによる人件費の調整のほか、財産管理に関する費用の追加、及び国民年金事務システム改修委託により、2,538万円の増額。

3款民生費では、実績見込みによる人件費の調整のほか、財産管理に関する費用の追加、及び黒潮町災害時要援護者支援システム改修業務委託、介護保険事業特別会計及び介護サービス事業特別会計への繰出金により、3,173万円の増額。

4款衛生費では、実績見込みによる人件費の調整のほか、財産管理に関する費用及び飼い主のいない猫の不妊去勢手術推進事業補助金の追加、水道事業特別会計への繰出金により、418万8,000円の増額。

5款労働費では、実績見込みによる人件費の調整により、46万9,000円の増額。

6款農林水産業費では、林業振興に係る委託料及び林道維持に係る委託料の追加がありますが、実績見込みによる人件費の調整により、5万1,000円の減額。

7款商工費では、実績見込みによる人件費の調整により、47万円の増額。

8款土木費では、実績見込みによる人件費の調整のほか、県急傾斜事業負担金の増額により、41万円の増額。

9款消防費では、常備消防費における負担金の増額を見込んでおりますが、人件費の調整により、692万円の減額。

10款教育費では、実績見込みによる人件費の調整のほか、プールの修繕に関する費用の追加、及び学校給食に関する費用の追加等により、1,879万8,000円の増額。

11款災害復旧費では、実績見込みによる人件費の調整により、1万円の増額。

これらの歳出に対応するための歳入は、国庫支出金、県支出金などの特定財源を充当し、基金繰入金で収支の調整を行っております。

そのほか、繰越明許費の追加、地方債の変更を行っております。

次に、議案第51号、令和7年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算について説明させていただきます。

この補正予算につきましては、既決の予算から歳入歳出それぞれ3,901万8,000円を追加し、歳入歳出総額を15億1,614万8,000円とするものでございます。

この補正予算の概要と致しましては、年度当初からの職員の異動処理等現状の配置に応じた人件費所要見込額算出による補正、また、時間外手当等各種手当の調整によるものでございます。

次に、議案第 52 号、令和 7 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算について説明させていただきます。

この補正予算につきましては、既決の予算に歳入歳出それぞれ 415 万 8,000 円を追加し、歳入歳出総額を 19 億 4,241 万 7,000 円とするものでございます。

この補正予算の概要と致しましては、時間外手当の調整、及び事務処理システムの改修に係る委託料、一般会計への繰出金によるものでございます。

次に、議案第 53 号、令和 7 年度黒潮町介護サービス事業特別会計補正予算について説明させていただきます。

この補正予算につきましては、既決の予算に歳入歳出それぞれ 472 万円を追加し、歳入歳出総額を 2,256 万 6,000 円とするものでございます。

この補正予算の概要と致しましては、年度当初からの職員の異動処理等現状の配置に応じた人件費所要見込額算出による補正、また、時間外手当等各種手当の調整によるものでございます。

次に、議案第 54 号、令和 7 年度黒潮町水道事業特別会計補正予算について説明させていただきます。

この補正予算につきましては、収益的収入及び支出である第 3 条予算におきまして、第 1 款水道事業費用の予算に第 1 項営業費用 24 万円、及び第 2 項営業外費用 520 万 2,000 円を追加し、総額を 3 億 605 万 2,000 円とするものでございます。

この補正予算の概要と致しましては、諸手当の改正等に伴う補正と、令和 6 年度中の企業債借入額の確定に伴い企業債償還利息の追加が必要となったことによるものでございます。

次に、議案第 55 号、町道路線の変更について説明させていただきます。

この町道路線の変更は、町道横浜墓地線につきまして、横浜改良住宅の建替計画に伴い起点側をコの字型に延伸整備するもので、この町道路線の変更につきまして、道路法第 10 条第 3 項の規定により準用する同法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第 56 号、四万十市及び宿毛市との定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更することについて説明させていただきます。

四万十市ならびに宿毛市と黒潮町との間で締結しております定住自立圏の形成に関する協定におきましては、現在、令和 5 年 4 月 1 日に一部変更した協定に基づき、取り組みを推進しているところでございますが、これまで四万十市を中心に進めてまいりました新食肉センター整備事業の内容を追加するため、協定の一部を変更するものでございます。

最後に、議案第 57 号、黒潮町過疎地域持続的発展計画の変更について説明させていただきます。

この議案は、令和 3 年 4 月に策定した黒潮町過疎地域持続的発展計画に、これまで四万十市を中心に進めてまいりました新食肉センター整備事業の内容を追加するため、計画の一部を変更するものでございます。

提案説明は以上でございますが、この後、副町長ならびに関係課室長に補足説明をさせますので、適切なご決定を賜りますよう、よろしくお願い致します。

なお、議会最終日に、人事院勧告に伴う条例改正、一般会計及び特別会計の補正予算ならびに人権擁護委員の推薦についての議案を追加提案させていただく予定となっておりますので、併せてよろしくお願い致します。

議長（中島一郎君）

総務課長。

総務課長（佐田 幸君）

それでは議案第 42 号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個

人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例につきまして、補足説明をさせていただきます。

この改正は、地方公共団体情報システムの標準化に伴い、住民基本台帳には登録されていないけれども、事務処理上記録が必要な者としての住登外者について、一元的に住登外者の登録、管理を行う住登外者宛名番号管理機能が共通機能として設けられるようになりました。この機能を扱う事務については、マイナンバーの独自利用を行う事務等として条例に定めることが求められることから、新たに規定するものでございます。

議案書は2ページ、条例案は3ページから、また、新旧対照表は参考資料の1ページから6ページに、それぞれ記載をしておりますので、ご参照をお願いします。

それでは、新旧対照表にて改正内容のご説明をさせていただきます。参考資料の1ページをお開きください。

第4条の改正は、個人番号の利用範囲に関するもので、住登外者宛名番号管理機能の性質上、庁内連携を行うものであることから、特定個人情報の庁内連携を行う事務として追加するものでございます。

1ページから2ページにかけての別表第1は、特定個人番号を利用する事務を独自利用事務として定めたものですが、今回実装される住登外者宛名番号管理機能を用いた住登外者宛名番号を付番、管理する事務自体が個人番号の独自利用事務に該当するため、追加するものでございます。

2ページから6ページにかけての別表第2は、特定個人情報を利用する事務及びその特定個人情報の内容を定めたもので、別表第1に追加した住登外者を取り扱う事務について庁内連携を可能とするよう、特定個人情報欄に住登外者宛名情報を追加するものでございます。

なお、機関欄5の心身障害者の福祉に係る手当等の支給に関する事務、7の難聴児の補聴器購入費助成に関する事務、及び9の介護サービス等の給付に関する事務については、町の独自利用事務の範囲内では住登外者は取り扱わないため、住登外者宛名情報を追加しておりません。

議案書4ページにお戻りください。

附則において施行日を定めており、令和7年12月22日から施行するものとしております。

以上で、議案第42号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（中島一郎君）

住民課長。

住民課長（谷 純大君）

それでは議案第43号、黒潮町印鑑条例の一部を改正する条例について、補足説明させていただきます。議案書は5ページからになります。

主な改正理由は、現行の印鑑条例において届出印の登録項目として定めている男女の別を削除するもの、及びコンビニ交付と同様に窓口交付においてもマイナンバーカードによって印鑑証明書を発行することができるよう、条例の一部を改正するものでございます。

それでは、改正の主なものにつきまして新旧対照表にてご説明を致します。参考資料の7ページをお開きください。

第6条第1項第6号につきまして、印鑑登録原票の登録事項から男女の別を削除するため、同号を削除するものです。

8ページにかけての第13条第2項では、これまでの印鑑証明書の交付申請の際の印鑑登録証の提示に加えてマイナンバーカードを提示し、統合端末に自ら暗証番号を入力することにより、印鑑証明書の交付を申請することができる規定を加えたものです。

9ページの第15条第2項第3号では、印鑑証明書の証明する事項から男女の別を削除するため、同号を削除するものです。

議案書の6ページにお戻りください。

附則において施行日を定めており、令和8年1月1日からの施行としております。ただし、第14条の改正規定は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行することとしております。

以上で、議案第43号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（中島一郎君）

教育次長。

教育次長（岡本 浩君）

それでは、議案第44号から議案第47号まで、一括して補足説明をさせていただきます。

まず、議案第44号、黒潮町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例につきまして、補足説明をさせていただきます。

主な改正理由は、今年9月に国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことにより、基準に沿って、利用乳幼児に対する健康診断の全部または一部を行わないことができる場合を追加する必要があるため、条例の一部を改正するものでございます。

議案書は7ページ、条例案は8ページ、また、新旧対照表は参考資料の10ページにそれぞれ記載をしておりますので、ご参照をお願いします。

それでは、新旧対照表にて改正内容のご説明をさせていただきます。10ページをお開きください。

第13条の改正は、被措置児童等虐待に当たる行為を定めている児童福祉法第33条の10に、第2項及び第3項が新設されることに伴い、従来の同項の規定を引用するために表記を改めるものでございます。

第18条の改正は、利用乳幼児に対する健康診断の全部または一部を行わないことができることについて、従来は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断が行われた場合のみであったところ、新たに、母子保健法に基づく乳幼児健診が行われた場合を追加するものでございます。

議案書8ページにお戻りください。

附則において施行の日は、公布の日から施行するものとしております。

以上で、議案第44号の補足説明を終わります。

次に、議案第45号、黒潮町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例につきまして補足説明をさせていただきます。

改正の理由は、黒潮町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例において、虐待等の行為を引用している児童福祉法、認定こども園法、及び学校教育法が今年4月に改正されたことに伴い改正の必要があるため、条例の一部を改正するものでございます。

議案書は9ページ、条例案は10ページ、また、新旧対照表は参考資料の11ページにそれぞれ記載をしておりますので、ご参照をお願い致します。

それでは、新旧対照表にて改正内容のご説明をさせていただきます。11ページをお開きください。

第26条の改正は、被措置児童等虐待に当たる行為を定めている児童福祉法第33条の10に、第2項及び第3項が新設されることに伴い、従来の同条の規定を引用するために表記を改めるものでございます。

また、幼保連携型認定こども園や幼稚園については、認定こども園法及び学校教育法において準用する認定こども園法にて、入園児虐待の防止に係る規定が創設され虐待防止措置が講じられることから、新たに引用文を追加するものでございます。

議案書10ページにお戻りください。

附則において施行の日は、公布の日から施行するものとしております。

以上で、議案第 45 号の補足説明を終わります。

次に、議案第 46 号、黒潮町乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の制定につきまして、補足説明をさせていただきます。

制定の理由は、令和 6 年 6 月に児童福祉法が改正され、国、都道府県及び市町村以外の者は、市町村長の認可を得て、乳児等通園支援事業を行うことができることになりましたので、その認可をする際の基準を定める必要があるため、条例を制定するものでございます。

乳児等通園支援事業とは、全てのこどもの育ちを応援し、子どもの良質な生育環境を整備することを事業目的とし、保育所や幼稚園等に通っていない 0 歳 6 か月から満 3 歳未満のこどもを対象に、月一定時間の利用枠の中で、保護者等養育者の就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できるもので、令和 8 年 4 月から全国で本格的に実施されるものでございます。

議案書は 11 ページ、条例案は 12 ページから 20 ページまでに記載をしておりますので、ご参照をお願いします。

それでは、条例案にて制定内容のご説明をさせていただきます。12 ページをお開きください。

第 1 条では、本条例の趣旨についてでございます。児童福祉法に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する最低基準を定めるものとしております。

第 2 条から第 4 条では、最低基準の目的として、乳児等通園支援事業を利用している乳児または幼児が、心身ともに健やかに育成されることを保障することや、最低基準の向上について規定しております。

第 5 条から第 9 条では、乳児等通園支援事業者の運営に係る一般原則、暴力団排除、非常災害時の対応、安全計画の策定、自動車運行時の利用乳幼児の確認などが規定されております。

第 10 条から第 12 条では、乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件、職員の知識及び技能の向上、他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準についてが規定をされております。

第 13 条から第 20 条では、利用乳幼児を平等に取り扱う原則、職員による利用乳幼児への虐待等の禁止、設備等を衛生管理すること、食事の提供を行う場合に調理機能を有する設備等を備えなければならないこと、運営についての重要事項に関する規程を定める義務、帳簿の整備、業務上知り得た情報の守秘義務、苦情に迅速かつ適切に対応するための窓口設置の義務などについて規定がされております。

第 21 条では、乳児等通園支援事業の区分を、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とすることについて、規定がされております。

第 22 条から第 26 条では、一般型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備及び職員の基準、設備及び職員の基準の特例、乳児等通園支援、保護者の理解及び協力を得るよう努めることについてが規定されております。

第 27 条では、余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備及び職員の基準が規定されております。

第 28 条では、第 25 条及び第 26 条の規定が、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用されることが規定されております。

最後に第 29 条では、この条例の規定に書面で行うことが規定されている、または想定されるものについて、書面に代えて当該書面に係る電磁的記録により行うことができることが規定をされております。

附則において施行の日は、公布の日から施行する。ただし、第 24 条の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から施行するものとしております。

以上で、議案第 46 号の補足説明を終わります。

最後に、議案第 47 号、黒潮町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定につきまして、

補足説明をさせていただきます。

制定理由は、令和6年6月に改正された子ども・子育て支援法の規定により、先ほど説明を致しました議案第46号の条例により認可をした乳児等通園支援事業を行う者が、令和8年4月1日から運営する際に遵守すべき基準を定める必要があるため、条例を制定するものでございます。

議案書は21ページ、条例案は22ページから31ページまでに記載をしておりますので、ご参照をお願いを致します。

それでは、条例案にて制定内容のご説明をさせていただきます。22ページをお開きください。

第1条では、本条例の趣旨についてでございます。特定乳児等通園支援事業に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準について必要な事項を定めるものとしています。

23ページにお移りください。

第2条では、一般原則として特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならないことなどが規定されています。

第3条では、特定乳児等通園支援を利用する定員を定めることが規定されています。

第4条から第32条までは、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準について規定がされております。

29ページをお開きください。

最後に、第33条では、この条例の規定において書面で行うことが規定されているものについて、書面に代えて当該書面に係る電磁的記録により行うことができることなどが規定をされております。

附則において施行の日は、令和8年4月1日から施行するものとしております。

以上で、議案第47号の補足説明を終わります。議案第44号から議案第46号までと併せて、ご審議のほどよろしくをお願いを致します。

議長（中島一郎君）

副町長。

副町長（西村康浩君）

それでは、議案第48号、第49号、第50号の説明をさせていただきます。

まず、議案第48号、専決処分の承認を求めることについて（令和7年度黒潮町一般会計補正予算）につきまして、補足説明をさせていただきます。議案書は32ページとなります。

それでは、白色の予算書、専決第2号の1ページの方をお開きください。

一般会計補正予算専決第2号は、第1条により、既決の予算に歳入歳出それぞれ4,020万円を追加し、総額をそれぞれ121億6,551万9,000円とするものでございます。

また、第2条で地方債の変更を行っております。

本件は、先の9月に発生致しました台風15号に係る災害復旧事業の補正予算となります。

災害復旧事業につきましては、早期着工、改善が求められることから、地方自治法第179条第1項の規定により9月30日に専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告するとともに、議会の承認を求めるとでございます。

詳細につきまして、まず、歳出の事項別明細書からご説明致します。15ページをお開きください。

まず、11款1項1目、農業用施設災害復旧費につきましては、農地災害1件分と致しまして、12節委託料測量設計委託200万円、14節工事請負費農地災害復旧工事1,420万円を予算計上し、同ページの2項1目、公共土木施設災害復旧費につきましては、公共災害1件分と致しまして、12節委託料公共災害復旧事業測量設計委託400万円、14節工事請負費公共災害復旧事業工事2,000万円の予算計上を行っております。

歳出の説明は、以上となります。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。13 ページの歳入の事項別明細書へお戻りください。

13 款分担金及び負担金、1 項分担金、4 目災害復旧費分担金の補助災害復旧費分担金 77 万 5,000 円及び、15 款国庫支出金、1 項国庫負担金、3 目災害復旧費国庫負担金の公共土木施設災害復旧事業費負担金 1,334 万円、16 款県支出金、2 項県補助金、9 目災害復旧費県補助金の農地災害復旧費補助金 1,089 万 6,000 円は、それぞれの歳出事業費に対しての財源となっており、13 ページ下段から 14 ページの 19 款繰入金、1 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金 28 万 9,000 円は、収支の調整を行う予算計上となっております。

同 14 ページ、22 款町債の 1,490 万円は、説明欄の記載のとおり充当するものでございます。

歳入の説明は、以上となります。

9 ページに戻りまして、第 2 表地方債の補正をご覧ください。

この地方債の補正は、それぞれの事業債の限度額をそれぞれ調整し、補正前の限度額 11 億 1,440 万円を、補正後は 11 億 2,930 万円とするもので、その他起債の方法、利率に変更はございません。

なお、補正後の限度額は、先ほどの 14 ページの 22 款町債の計と同額となるものでございます。

以上で、議案第 48 号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第 49 号、専決処分の承認を求めることについて（令和 7 年度黒潮町一般会計補正予算）につきまして、補足説明をさせていただきます。議案書は 34 ページとなります。

白色の予算書、専決第 3 号の 1 ページをお開きください。

一般会計補正予算専決第 3 号は、第 1 条により、既決の予算に歳入歳出それぞれ 453 万 5,000 円を追加し、総額をそれぞれ 121 億 7,005 万 4,000 円とするものでございます。

本件は、指定管理施設である黒潮町立水産関係等共同作業場の保冷施設に不具合が生じ、早急に修繕する必要があることから、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により 11 月 17 日に専決処分を行いましたので、同条第 3 項の規定により報告するとともに、議会の承認を求めるものでございます。

詳細につきまして、まず、歳出の事項別明細書からご説明を致します。13 ページをお開きください。

6 款 3 項 2 目、水産業振興費、10 節需用費におきまして、保冷施設の修繕料 453 万 5,000 円を予算計上しております。

歳出の説明は、以上となります。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。12 ページの歳入の事項別明細書へお戻りください。

13 款分担金及び負担金、1 項分担金、2 目農林水産業費分担金の水産施設修繕 226 万 7,000 円は、歳出事業費に対しての財源となっており、19 款繰入金、1 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金 226 万 8,000 円は、収支の調整を行う予算計上となっております。

歳入の説明は、以上となります。

以上で、議案第 49 号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第 50 号、令和 7 年度黒潮町一般会計補正予算について補足説明をさせていただきます。

議案書は、36 ページとなります。

白色の一般会計予算書の 1 ページをお開きください。

一般会計補正予算第 5 号は、既決の予算に歳入歳出それぞれ 7,687 万 4,000 円を追加し、総額をそれぞれ 122 億 4,692 万 8,000 円とするものでございます。

また、第 2 条で繰越明許費の追加を、第 3 条で地方債の変更を、それぞれ行っております。

詳細につきまして、まず、歳出の事項別明細書からご説明致します。17 ページをお開きください。

主立った事業につきまして、ご説明を致します。

まず、1 款 1 項 1 目、議会費の 239 万円の増額は、人事異動における職員給与等の実績見込みによるものでございます。

次に、2 款 1 項 1 目、一般管理費の 636 万 3,000 円の増額は、1 節報酬をはじめ、2 節給料、3 節職員手当、次の 18 ページ、4 節共済費、8 節旅費、それぞれの実績見込みによるものでございます。

また、2 目人事管理費の 173 万円の増額は、県交流職員負担金の実績見込みによるものでございます。

次の、3 目財産管理費の 402 万 1,000 円の増額は、10 節需用費にあります燃料費と光熱水費における実績見込みによるものでございます。

次に、11 目情報化推進費の 405 万 6,000 円の増額は、人事異動による人件費の調整と、税制改正対応による国民年金事務システム改修委託によるものでございます。

次に、12 目国土調査費の 194 万円の増額、19 ページ、14 目ふるさと納税の 49 万円の増額は、人件費の調整による実績見込みを計上しております。

次に、2 項徴税費、3 項戸籍住民基本台帳費、そして 20 ページの 5 項統計調査費につきましても、人件費の調整による実績見込みを計上しております。

続きまして、3 款 1 項 1 目、社会福祉総務費の 169 万 9,000 円の増額は、人件費の調整、及び 12 節委託料におきまして、黒潮町災害時要援護者支援システム改修業務委託 163 万 9,000 円を増額したものでございます。

次に、21 ページ。

4 目国民年金費 21 万円の増額は、人件費の調整によるもの、そして 6 目町民館運営費の 48 万 5,000 円の減額は、人件費の調整及び電気料、水道料の実績見込みによるものでございます。

次の 21 ページから 22 ページの 2 項老人福祉費の 807 万 3,000 円の増額は、人件費の調整、及び老人憩いの家の電気料、水道料の実績見込みによる調整、そして 27 節、介護保険事業特別会計及び介護サービス事業特別会計への繰出金によるものでございます。

続く 22 ページ中段からの 3 項児童福祉費の 2,223 万 3,000 円の増額は、人件費の調整、及び 3 目児童福祉施設費におきまして、入所者の増に伴う 12 節委託料私立保育所委託 284 万 3,000 円の増額によるものでございます。

次に、23 ページ。

4 款 1 項 1 目、保健衛生総務費 190 万 8,000 円の減額は、人件費の調整となっており、6 目環境衛生費 180 万 8,000 円の増額につきましては、18 節負担金補助及び交付金の、飼い主のいない猫の不妊去勢手術推進事業補助金 120 万 7,000 円の増額が主な要因となっております。

また、27 節繰出金、水道事業特別会計繰出金 60 万 1,000 円は、水道事業特別会計におきまして令和 6 年度中に借入れを行った企業債の借入額の確定に伴い、本年度償還の利息が確定し、それらに対する一般会計間の繰出金の補正となっております。

次に、24 ページ。

2 項清掃費 428 万 8,000 円の増額は、人件費の調整、及び電気料の実績見込みによるものでございます。

次の 5 款労働費 46 万 9,000 円の増額も、人件費の調整による実績見込みによるものでございます。

次に、25 ページ。

6 款 2 項 2 目、林業振興費の 457 万 4,000 円の増額は、人件費の調整と、12 節委託料におきまして森林病害虫等防除事業委託 138 万円、及び新たな森林管理システム調査委託 311 万 3,000 円の増額によるものでございます。

また、3目林道維持費、12節委託料では、馬荷地区における流路工整備のため緊急自然災害防止対策事業工事測量設計委託122万5,000円を計上しております。

次に、3項水産業費は、人件費の調整による実績見込みにより572万円の減額となっております。

次に、26ページ。

7款商工費47万円の増額も、人件費の調整による実績見込みによるものでございます。

次の27ページ、8款土木費41万円の増額につきましては、人件費の調整、及び3項2目、がけくずれ対策の18節負担金補助及び交付金、県急傾斜事業負担金75万円の増額によるものでございます。

次に、28ページ。

9款消防費の692万円の減額につきましては、1項1目、常備消防費、18節負担金補助及び交付金の幡多中央消防組合黒潮消防署分担金122万1,000円の増額がありますが、人件費の調整により減額となっております。

続きまして、29ページ。

10款1項、教育総務費の130万円の増額につきましては、人件費の調整による実績見込みとなっております。

次の30ページ、2項小学校費、1目学校管理費の501万7,000円の増額につきましては、人件費の調整、及び佐賀小学校のプールの修繕を行うため、12節委託料、佐賀小学校プール改修工事設計監理委託96万8,000円、及び14節工事請負費、佐賀小学校プール改修工事757万9,000円をそれぞれ計上したことによるものでございます。

続きまして、3項中学校費、1目学校管理費の417万円の増額は、人件費の調整による実績見込みによるものでございます。

次の2目教育振興費の48万9,000円の増額は、中学校の新たな部活動指導員に係る報酬の計上によるものでございます。

次に、31ページの4項1目、社会教育総務費、及び3目人権教育推進費につきましては、人件費の調整による実績見込みとなっております。

次の4目図書館費187万円の増額は、電気料の実績見込みによるものでございます。

次に、5項1目、保健体育総務費の36万円の増額は、ふれあいセンター全体の電気料及び水道料の実績見込みによるものでございます。

次に、32ページ。

2目学校給食費の210万2,000円の増額は、人件費の調整、及び物価高騰により10節需用費の賄材料費214万2,000円の増額によるものでございます。

続きまして、11款災害復旧費1万円の増額は、人件費の調整によるものでございます。

歳出の説明は、以上となります。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。14ページの歳入の事項別明細書へお戻りください。

主なものにつきましては、説明をさせていただきます。

15款国庫支出金につきましては、歳出予算に計上した事業に充当するものではありませんが、そのうち、施設型給付につきましては、私立保育所委託料に係る経費のうち国庫負担分5分の3を見込み、計上しております。

次に、16款県支出金につきましても、歳出予算に計上した事業に充当するものでございます。

次に、15ページ。

19款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金6,878万6,000円の増額は、収支の調整を行うものでございます。

また、17目森林環境譲与税基金繰入金67万9,000円は、森林整備事業費における支出の収支を調整するた

めの繰り入れを行うものでございます。

次に、2 項他会計繰入金、3 目介護保険事業特別会計繰入金 78 万 8,000 円につきましては、一般会計で行う介護保険事業に係る介護保険料負担分を一般会計に繰り入れる金額を見込んだものとなっております。

次に、同ページの 21 款諸収入の派遣職員人件費、森林病虫害等防除事業費補償金、学校給食費は、歳出予算に計上しましたそれぞれの事業費に係る収入を見込んでいるところでございます。

そのうち、コミュニティ助成事業は、当初予算に計上致しました非常備消防費における消耗品等に助成金の収入が見込めることになったため、予算を計上したものとなっております。

歳入の説明は、以上となります。

次に、9 ページに戻りまして、第 2 表繰越明許費補正をご覧ください。

繰り越しの要因と致しましては、喫緊の対応が求められる事業ではございますが、年度内の事業完了が見込めない可能性があること等によりまして工期等の延期を行うもので、事業名のとおり 4 件の承認を求めるものでございます。

次に、10 ページの第 3 表地方債補正をご覧ください。

この地方債の補正は、直近の金融情勢の動向を踏まえ、地方債の借入利率の上限を利率 3 パーセント以内から利率 5 パーセント以内に変更するものであり、そのほか、起債の目的、限度額、起債の方法、償還の方法に変更はございません。

次に、本予算書に関する説明書と致しまして、33 ページから 39 ページにかけて給与費明細書を添付しておりますので、ご確認をお願い致します。

以上で、議案第 50 号の補足説明を終わります。

議案第 48 号、第 49 号、及び第 50 号につきまして、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（中島一郎君）

総務課長。

総務課長（佐田 幸君）

それでは議案第 51 号、令和 7 年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算につきまして、補足説明をさせていただきます。議案書は 37 ページ、予算書は、表紙の色がサーモンピンクとなっております。

予算書の 1 ページをお開きください。

第 1 条において、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 3,901 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 15 億 1,614 万 8,000 円とするものでございます。

補正の主な理由につきましては、一般職員の人事異動などによる人件費の調整となっております。

それでは、歳出から説明をさせていただきます。7 ページの歳出事項別明細書をお開きください。

1 款 1 項 1 目、給与等集中処理費、2 節の給料 471 万 4,000 円の減額につきましては、当初からの職員給料の実績見込による減額となっております。

主な減額要因としましては、異動、退職等により職員数が減となったことによるものでございます。

3 節の職員手当 4,650 万 9,000 円の増額は、職員時間外手当の増額が主な要因となっております。

4 節の共済費 277 万 7,000 円の減額につきましては、実績見込みによる一般職共済負担金の減額が主な要因となっております。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。予算書の 6 ページをお願いします。

1 款 1 項 1 目、諸収入の 1 節給与等振替収入につきましては、歳出額と同額となる 3,901 万 8,000 円の増額となっております。

以上で、議案第 51 号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（野村晃稚君）

それでは、議案第 52 号、令和 7 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算について、及び議案第 53 号、令和 7 年度黒潮町介護サービス事業特別会計補正予算についての補足説明をさせていただきます。

まず、議案第 52 号、令和 7 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算について補足説明をさせていただきます。議案書は 38 ページ、オレンジ色の表紙の予算書をお願い致します。

まず、1 ページをお開きください。

今回の補正は、第 1 条のとおり、総額に歳入歳出それぞれ 415 万 8,000 円の増額補正を行い、歳入歳出予算の総額を 19 億 4,241 万 7,000 円とするものです。

補正の主な理由としましては、時間外手当の調整及び介護保険事務処理システムの改修となっています。

まず、歳出から説明させていただきます。9 ページの歳出事項別明細書をお開きください。

1 款 1 項 1 目 3 節、職員手当 150 万円の増額補正につきましては、時間外手当となっております。

12 節委託料 187 万円の増額補正につきましては、令和 7 年度税制改正に伴う介護保険料への影響を可能な限り防ぐ観点から標準段階に係る基準の見直しが行われ、介護保険事務処理システムの改修が必要となったものです。

7 款 2 項 1 目 27 節、繰入金 78 万 8,000 円の増額補正につきましては、人事異動に伴い一般会計の重層的支援体制整備事業の人件費の差額調整の分に対する介護保険料負担分を繰り出すものとなっております。

続きまして、歳入の説明を致します。予算書 8 ページにお戻りください。

1 款 1 項 1 目、第 1 号被保険者保険料の 78 万 8,000 円の増額補正は、先ほど歳出で説明させていただきました繰入金との調整によるものです。

3 款 2 項 5 目、介護保険事業費補助金の 93 万 5,000 円の増額補正は、先ほど歳出にて説明をさせていただきました事務処理システムの改修に係る国庫補助金となっております。補助率は 2 分の 1 となっておりますので、187 万円の 2 分の 1 である 93 万 5,000 円の補助を予定するものです。

7 款 1 項 5 目、その他一般会計繰入金、1 節職員給与費等繰入金の 150 万円の増額補正は、時間外手当の調整分の補正を行ったことに伴う繰り入れ、及び 2 節事務費繰入金の 93 万 5,000 円の増額補正は、事務処理システムの改修に係る町負担分を繰り入れるもので、それぞれを一般会計から繰り入れるものです。

以上で、議案第 52 号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第 53 号、令和 7 年度黒潮町介護サービス事業特別会計補正予算について、補足説明をさせていただきます。議案書は 39 ページ、薄だいたい色の表紙の予算書をお願い致します。

まず、1 ページをお開きください。

今回の補正は、第 1 条のとおり、総額に歳入歳出それぞれ 472 万円の増額補正を行い、歳入歳出予算の総額を 2,256 万 6,000 円とするものです。

補正の主な理由としましては、年度当初からの職員の異動処理等現状の配置に応じた人件費所要見込み額の算出による補正、及び時間外手当等各種手当の調整によるものです。

まず、歳出から説明させていただきます。7 ページの歳出事項別明細書をお開きください。

1 款 1 項 1 目 2 節、給料 198 万円の増額、3 節職員手当 212 万円の増額、4 節共済費 62 万円の増額につきましては、人事異動ならびに専門職の担当する業務分担の変更に伴う差額調整を行ったものです。

続きまして、歳入の説明を致します。予算書6ページにお戻りください。

2款1項1目、一般会計繰入金の472万円の増額補正は、歳出を増額補正することになりましたので町からの繰入額も増額をし、全体を調整するものです。

以上で、議案第53号の補足説明を終わります。議案第52号と併せまして、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（中島一郎君）

建設課長。

建設課長（河村孝宏君）

それでは、議案第54号、議案第55号につきまして、補足説明をさせていただきます。

まず、議案第54号、令和7年度黒潮町水道事業特別会計補正予算につきまして、補足説明をさせていただきます。議案書は、40ページでございます。予算書につきましては、水色の表紙のものとなります。

今回の補正は、法改正等に伴う諸手当の補正と、令和6年度中の企業債借入額確定に伴い企業債償還利息の増額が必要となったために補正を行うものです。

予算書の1ページをお開きください。

第3条収益的収入及び支出では、収入第1款上水道事業収益、3項他会計繰入金を60万1,000円増額し、上水道事業収益の合計を2億7,180万2,000円とするものです。

また、支出第1款上水道事業費用、1項営業費用を24万円増額、2項営業外費用を520万2,000円増額し、上水道事業費用の合計を3億605万2,000円とするものです。

次に、2ページ、第5条企業債ですが、直近の金融情勢の動向を踏まえ、借入利率の上限を3.0パーセント以内から5.0パーセント以内に変更するものです。

その他、目的、限度額、起債の方法、償還の方法には変更ございません。

次に、11ページの補正予算事項別明細書をご覧ください。

収益的収入及び支出の1款上水道事業収益、3項他会計繰入金、1目他会計繰入金の1節他会計繰入金です。

令和6年度中に借入れを行った企業債の借入額の確定に伴い、本年度償還の利息が確定し、それらに対する一般会計からの繰入分として60万1,000円を補正するものです。

次に、1款上水道事業費用、1項営業費用、6目総係費、5節手当ですが、令和7年度4月1日施行により諸手当等の改正がありましたので、それに伴う補正となっております。また、次の7節法定福利費につきましては、実績見込みによる共済費の増額が必要となったために補正するものです。

給与費の明細書につきましては、12ページ以降に添付しておりますので、ご確認ください。

次に、2項営業外費用、1目支払利息、1節企業債利息520万2,000円の増額についてですが、先ほど収益の方でも説明致しましたが、令和6年度中に借入れを行いました企業債の額の確定に伴い、令和7年度中の償還利息につきまして増額が必要となったために補正を行うものです。

4ページにお戻りください。ここからは財務諸表になります。

4ページ、5ページのキャッシュフロー計算書は、1年間の現金の動きを表しております。

6ページは、会計期間における経営成績を表しました予定損益計算書、7ページから10ページにかけては、期末時点におけます財政状態を表しました予定貸借対照表を記載しております。

いずれも、今回の補正を反映したものとしております。

以上で、議案第54号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第55号、町道路線の変更について補足説明をさせていただきます。議案書は41ページ、

参考資料は12ページでございます。

議案書41ページをお開きください。

道路の種類は町道、整理番号は20010、路線名は横浜基地線でございます。

道路の起点を、変更前、黒潮町佐賀字新ガイ3026番1から黒潮町佐賀字新ガイに、終点を、黒潮町佐賀字ウドヤ3115番2から黒潮町佐賀字ウドヤへ変更するものでございます。

参考資料12ページをお開きください。

町道横浜基地線につきましては、横浜改良住宅2号敷地から山沿いを南に進み、県道中土佐佐賀線に至る延長298.81メートルの道路ですが、横浜改良住宅の建替え計画に伴い、起点側をコの字型に延伸整備するもので、町道路線の変更について道路法第10条第3項の規定により準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上で、議案第55号の補足説明とさせていただきます。議案第54号と併せまして、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（中島一郎君）

企画調整室長。

企画調整室長（渡辺健心君）

それでは、議案第56号、及び議案第57号を一括して補足説明させていただきます。

まず、議案第56号、四万十市及び宿毛市との定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更することについて、補足説明をさせていただきます。議案書は42ページから44ページ、また、新旧対照表は参考資料の13ページでございます。

この議案は、四万十市及び宿毛市と黒潮町との間で締結している定住自立圏の形成に関する協定に、四万十市を中心に進めてきました新食肉センター整備事業の内容を追加するもので、議会の議決すべき事件に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

変更箇所につきまして、新旧対照表にてご説明を致します。参考資料の13ページをご覧ください。

下線部分が変更箇所となっております。

第3条第1号、イ、産業振興に、新たに（イ）新食肉センターを核とする畜産振興と雇用の場の維持・拡大を追記しております。

次に、a取り組みの内容につきましては、四万十市食肉センターの役割を示すとともに、新施設の整備を行うことで、圏域のさらなる畜産業の振興及び雇用の創出を実現するとしております。

14ページをお願いします。

b甲の役割としまして、ここで甲は四万十市及び宿毛市のことでございますが、(a)において、甲は整備に必要な経費を負担すること、(b)において、一般社団法人四万十食肉公社と連携し、総合的な施策を推進する、としております。

次に、c乙の役割としまして、ここで乙は黒潮町のことでございますが、(a)において、乙は整備に必要な経費を負担すること、(b)において、甲と連携して、圏域における生産・加工・販売の好循環の形成に向けて必要な施策を推進する、としております。

以上、議案第56号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第57号、黒潮町過疎地域持続的発展計画の変更について、補足説明をさせていただきます。議案書は45ページから46ページ、新旧対照表は参考資料の15ページでございます。

この議案は、令和3年4月に策定した黒潮町過疎地域持続的発展計画に、新食肉センター整備事業の内容を

追加するもので、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

変更箇所につきまして、新旧対照表にてご説明を致します。参考資料の15ページをご覧ください。

下線部分が変更箇所となっております。

まず、3産業の振興、(1)現状と問題点、その他の文中に、下線部分の基幹産業である第一次産業を、関係機関及び近隣市町村があらゆる分野で連携することにより産業振興を図ることを追記しております。

次に、3産業の振興、(3)事業計画の表中、(4)地場産業の振興、加工施設の事業内容に新食肉センター、事業主体に四万十食肉公社を、それぞれ追記しております。

以上で、議案第57号の補足説明を終わります。議案第56号と併せ、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（中島一郎君）

これで、提案理由の説明を終わります。

この際、10時40分まで休憩致します。

休 憩 10時 25分

再 開 10時 40分

議長（中島一郎君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから質疑を行います。

初めに、議案第42号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

水野君。

8番（水野佐知君）

具体的に、今、どのくらいの方がマイナンバーカードの登録をされているのでしょうか。

（議場から何事か発言あり）

暫時休憩します。

休 憩 10時 41分

再 開 10時 42分

議長（中島一郎君）

会議を再開します。

水野君。

8番（水野佐知君）

ただ今の質問を取り消します。

議長（中島一郎君）

ほかにありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、議案第43号、黒潮町印鑑条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第43号の質疑を終わります。

次に、議案第 44 号、黒潮町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 44 号の質疑を終わります。

次に、議案第 45 号、黒潮町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 45 号の質疑を終わります。

次に、議案第 46 号、黒潮町乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の制定についての質疑はありませんか。

濱村君。

13 番 (濱村美香君)

46 号について質問させていただきます。

これは、こども誰でも通園制度に向けた条例の制定等であると思います。

47 号とも関連してくることなのですが、これは既存の今の保育所と町内外の保育所等に関して条例を制定していくものか。それとも、あらゆる場面を想定して作るものかということと。

その準備を既にもう進めているのかということを知りたいと思います。

議長 (中島一郎君)

教育次長。

教育次長 (岡本 浩君)

それでは濱村議員のご質問にお答え致します。

こちらの条例につきましては、黒潮町の中で事業を開始したいという事業者が出てきた場合に、この日程を行って、それに基づいて認定した事業者に対して、その運営基準を定めるということで確認をしていくために制定をするものでございます。

黒潮町内の保育所で行うこども誰でも通園制度につきましては、今現在、整備をしているところでございます。

以上でございます。

議長 (中島一郎君)

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 46 号の質疑を終わります。

次に、議案第 47 号、黒潮町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 47 号の質疑を終わります。

次の、議案第 48 号、専決処分の承認を求めることについて（令和 7 年度黒潮町一般会計補正予算）の質疑は分割して行います。

初めに、第 1 表歳入歳出予算補正についての質疑を行います。

初めに、歳入全部の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、歳入の質疑を終わります。

次に、歳出の質疑を行います。

歳出のうち、11 款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、歳出の質疑を終わります。

これで、第 1 表の質疑を終わります。

次に、第 2 表地方債補正についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、第 2 表の質疑を終わります。

これで、議案第 48 号の質疑を終わります。

次の、議案第 49 号、専決処分の承認を求めることについて（令和 7 年度黒潮町一般会計補正予算）の質疑は分割して行います。

初めに、第 1 表歳入歳出予算補正についての質疑を行います。

初めに、歳入全部の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、歳入の質疑を終わります。

次に、歳出の質疑を行います。

歳出のうち、6 款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、歳出の質疑を終わります。

これで、第 1 表の質疑を終わります。

これで、議案第 49 号の質疑を終わります。

次の、議案第 50 号、令和 7 年度黒潮町一般会計補正予算についての質疑は分割して行います。

初めに、第 1 表歳入歳出予算補正についての質疑を行います。

初めに、歳入全部の質疑を行います。

質疑はありませんか。

濱村君。

13 番（濱村美香君）

予算書の 15 ページ、21 款の 3 目給食事業収入のところ、47 万 6,000 円ありますが、この内訳を教えてください。

議長（中島一郎君）

教育次長。

教育次長（岡本 浩君）

それでは、濱村議員のご質問にお答え致します。

こちらは歳出の方とも関係してきますけれども、歳出の賄材料費が高騰化をして、給食費を 1 月から小学校も 290 円から 320 円に、中学校も 320 円から 350 円に、30 円、小学校も中学校も値上げをさせていただいております。

このことによりまして、多くの保護者につきましては給食費を今年度から頂いておりませんので影響しないところなんですけれども、給食費の免除の対象となっていない要保護、準要保護の費用につきましては、公的な部分で入ってまいります。

それから、町外から通われているお子様については対象外となっております。

そして、教職員、そして給食センター職員、これら給食費を頂いている方がいらっしゃいますので、その方々の歳入分が上がるということの内訳になっております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、歳入の質疑を終わります。

次に、歳出の質疑を行います。

初めに、歳出のうち、2 款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、歳出のうち、2 款の質疑を終わります。

次に、歳出のうち、3 款の質疑はありませんか。

宮地君。

6 番（宮地葉子君）

ページ、21 ページになりますが、民生費の委託料とこですけど、黒潮町災害利用支援システム改修業務委託ですが、どのような業務なんですか。

教えてください。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（野村晃稚君）

それでは、宮地議員の質問にお答え致します。

こちらにつきましては、現在、要支援者台帳というのを本課の方で管理をしておりますが、この要支援者情報につきましては、このシステムの中に入力をして管理をしております。

ただ、今回、ほかのシステムの標準化に伴って、今までであれば住基情報とかをそのままこのシステムの方に入力できておりましたが、その標準化に伴い、その現行のままでは取り組みができなくなるといったところで、取り組みを可能にするための改修費用ということになっております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

ほかに質疑ありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、歳出のうち、3款の質疑を終わります。

次に、歳出のうち、4款の質疑はありませんか。

宮地葉子君。

6番（宮地葉子君）

ページ、23ページになります。

下から2段目のですね、環境衛生費のメス猫不妊手術推進事業費補助金ですが、これ、この時期にですね、補正予算を上げる理由を教えてください。

例えば、急に増えたとかいろいろあると思うんですが、理由をお聞かせください。

議長（中島一郎君）

環境政策室長。

環境政策室長（宮川智明君）

宮地議員のご質問にお答えを致します。

この事業ですが、県の補助を活用しております関係で、県の方の要綱、また制度拡充に伴いまして、それに合わせてこのタイミングになりますが、町の方も制度拡充をして上程させていただいたというところでございます。

以上です。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

6番（宮地葉子君）

すいません、抜けてましたけど。

大体何匹ぐらいを予定してるもんか、分かれば教えてください。

議長（中島一郎君）

環境政策室長。

環境政策室長（宮川智明君）

ご質問にお答え致します。

内訳の想定としましては、地域猫枠としまして70匹、それからTMR活動としまして50匹を想定しております。

以上です。

議長（中島一郎君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、歳出のうち、4款の質疑を終わります。

次に、歳出のうち、5款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、歳出のうち、5款の質疑を終わります。

次に、歳出のうち、6款の質疑はありませんか。

宮地葉子君。

6番(宮地葉子君)

ページ、25ページになりますが、12節の委託料ですね。委託料のところの上の林業振興費の委託料の方ですが、新たな森林管理システム調査委託とありますが、これ、どのようなものなのかを教えてください。

議長(中島一郎君)

海洋森林課長。

海洋森林課長(今西和彦君)

それでは、宮地議員のご質問にお答えします。

林業振興費、6款2項2目12節の委託料のうち、新たな森林管理システム調査委託としまして311万3,000円を上程しております。

内容としましては、現在実施しております本谷地区における山林境界化の明確化事業におきまして、当初予算、当初予定する調査面積の数量から増加となったため、事業の進捗を図ることによる測量設計費用の増となったものでございます。

以上でございます。

議長(中島一郎君)

宮地葉子君。

6番(宮地葉子君)

もう一つありました。

今のところの1つ上ですね。森林害虫、樹幹注入のところですけども、これはいつごろやられるのかを、時期を教えてください。

議長(中島一郎君)

海洋森林課長。

海洋森林課長(今西和彦君)

それでは、宮地議員のご質問にお答えします。

今回、補正予算に上程しております、この部分で、松くい虫の被害防止の作業範囲を新たに追加するものでございまして、予算が決定、議決次第、実施としましては1月の末ごろからをめぐとしております。

以上でございます。

議長(中島一郎君)

ほかに6款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、歳出のうち、6款の質疑を終わります。

次に、歳出のうち、7 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、歳出のうち、7 款の質疑を終わります。

次に、歳出のうち、8 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、歳出のうち、8 款の質疑を終わります。

次に、歳出のうち、9 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、歳出のうち、9 款の質疑を終わります。

次に、歳出のうち、10 款の質疑はありませんか。

小松君。

3 番 (小松孝年君)

ページ 30 ページ、小学校費と中学校費ですが、工事請負費のプール改修工事はこういった内容かということと。

それから、中学校費の方の報酬。教育振興費の報酬の部分で、会計年度任用職員の報酬、部活動指導員。これは新たな指導員と聞きましたけれども、どこの学校でこういった部活動か。

議長 (中島一郎君)

教育次長。

教育次長 (岡本 浩君)

それでは、小松議員のご質問にお答えを致します。

プールの改修事業につきましては、佐賀小学校のプールの塗装が剥離が多く確認されましたので、年度当初には見込めなかったんですけれども、今年から高知市の昨年事故を受けまして、プールの水位を低く設定をしております。

そういった中で、水の循環がこれまでよりもオーバーフローをさせない形をとりながらやってきたことによってプールの塗装の剥離が多く確認されまして、急遽工事が必要になったことによる計上でございます。

もう一点、会計年度任用職員部活動指導員の報酬につきましては、大方中学校のテニス部でございます。

以上でございます。

議長 (中島一郎君)

ほかに、10 款の質疑はありませんか。

濱村君。

13 番 (濱村美香君)

ページ、32 ページです。

2 目学校給食費、10 節の需用費のところの賄材料費の増額ですけども、これは年度内にこの金額の材料費を充足するものであるかということと、また理由について。追加の理由についてお願いします。

議長 (中島一郎君)

教育次長。

教育次長（岡本 浩君）

それでは、濱村議員のご質問にお答えを致します。

こちらにつきましては、今年度3月末までの実績見込みを、佐賀給食センター、大方給食センターでそれぞれ算出を致しましたところ、物価高騰により不足することが見込まれましたので、計上させていただくものになります。

年度当初ではこれほどの物価高騰ということが見込みができませんでしたので、今回、追加で計上させていただくものでございます。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

ほかに、10 款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、歳出のうち、10 款の質疑を終わります。

次に、歳出のうち、11 款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、歳出のうち、11 款の質疑を終わります。

これで、歳出の質疑を終わります。

これで、第1 表の質疑を終わります。

次に、第2 表繰越明許費補正についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、第2 表の質疑を終わります。

次に、第3 表地方債補正についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、第3 表の質疑を終わります。

これで、議案第50 号の質疑を終わります。

次に、議案第51 号、令和7 年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算についての質疑はありませんか。

小松君。

3 番（小松孝年君）

7 ページの方で、職員手当の4,650 万。

これ、時間外手当と聞きましたけれども、かなり多い額になっていますが、その理由をお願いします。

議長（中島一郎君）

総務課長。

総務課長（佐田 幸君）

それでは、小松議員の質問にお答えさせていただきます。

時間外職員手当ですけれども、時間外手当は、その中の2,492 万円ということで計上をさせていただいております。

こちらの方ですが、給与月額の方がベースアップをしております、そちらの方の調整もこの中に反映させていただきます。

また、ただ制度改正がありまして、予定外の業務負担等も、この中には反映をさせていただいているということになっております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

小松君。

3 番（小松孝年君）

時間外手当は 2,400 万。

これ給与関係のですね、結構ベースアップがどんどんあって、それは悪いことではないがですけども、そういったときにやっぱり時間外の在り方なんかもちよっと工夫が必要になってくるんじゃないかと思っておりますので、検討の方をよろしくお願いします。

検討してくれる。

議長（中島一郎君）

総務課長。

総務課長（佐田 幸君）

それでは、再質問にお答えします。

検討させていただきます。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

ほかに質疑ありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第 51 号の質疑を終わります。

次に、議案第 52 号、令和 7 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第 52 号の質疑を終わります。

次に、議案第 53 号、令和 7 年度黒潮町介護サービス事業特別会計補正予算についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第 53 号の質疑を終わります。

次に、議案第 54 号、令和 7 年度黒潮町水道事業特別会計補正予算についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第 54 号の質疑を終わります。

次に、議案第 55 号、町道路線の変更についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第 55 号の質疑を終わります。

次に、議案第 56 号、四万十市及び宿毛市との定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更することについての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 56 号の質疑を終わります。

次に、議案第 57 号、黒潮町過疎地域持続的発展計画の変更についての質疑はありませんか。

小松議員。

3 番 (小松孝年君)

56 号と 57 号は、ちょっと一緒になって共通していますが、57 号の方で質問致します。

この新食肉センターというところが項目が入ってくるようになりますけれども、ちょっと勘違いしたらいけないのでちょっと質問しますが。

これは今、今度というか、次またいろいろ建て替える予定の特産品加工施設整備事業のところに追加で工場を造るわけじゃないと思いますが、そのへん説明をお願いします。

議長 (中島一郎君)

農業振興課長。

農業振興課長 (斉藤長久君)

小松議員のご質問にお答えさせていただきます。

今回の過疎地域持続的発展計画の新食肉センターの方はですね、四万十市に整備する新食肉センターでございまして、場所はですね、現在運営しております食肉センターと同じ場所での建て替えとなります。

場所の方は、四万十市の不破出来島でございます。

以上でございます。

議長 (中島一郎君)

小松議員。

3 番 (小松孝年君)

場所は分かりましたけど、もうちょっと説明欲しいがですけど。

ここに載せる理由というかね、それは多分この市町村と一緒に協力してやるということで載ってると思えますけど、そのへんの説明をお願いします。

議長 (中島一郎君)

企画調整室長。

企画調整室長 (渡辺健心君)

それでは、ご質問にお答え致します。

幡多管内で連携して広域的に取り組むために、6 市町村、関係市町村が今回、上程しております。

以上でございます。

議長 (中島一郎君)

ほかに、議案第 57 号の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

これで、議案第 57 号の質疑を終わります。

これで、質疑を終わります。

ただ今議題となっております、議案第 42 号から議案第 57 号までは、お手元にお配りしております委員会付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託します。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これで散会します。

散会時間 11 時 11 分